第七十八条の二の見出しを「（保護観察付一部猶予者の住居の特定）」に改め、同条第一項を次のように改める。

第六十八条の七第一項及び第二項の規定は、保護観察付一部猶予者について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「収容可能期間の満了」とあるのは、「刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始」と読み替えるものとする。

第七十八条の二第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項において準用する第六十八条の七第一項及び第二項」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十条第七項中「第七十三条第六項」を「第六十八条の三第四項」に改める。

第八十一条第三項中「転居又は」を「転居（第四十七条の二の決定又は少年法第六十四条第二項の規定により定められた期間（以下「収容可能期間」という。）の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。）又は」に改める。

（少年院法の一部改正）

第三条　少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二十四条第一項第三号」の下に「並びに第六十四条第一項第二号（同法第六十六条第一項の規定による決定を受けた場合に限る。）及び第三号」を、「第七十二条第一項」の下に「及び第七十三条の二第一項」を加える。

第四条第一項第一号中「受ける者」の下に「（第五号に定める者を除く。次号及び第三号において同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。

五　第五種　少年法第六十四条第一項第二号の保護処分の執行を受け、かつ、同法第六十六条第一項の規定による決定を受けた者

第三十四条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「認める者」の下に「（在院者が第五種少年院在院者である場合にあっては、相当と認める者及び保護観察所の長）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　少年院の長は、第四条第一項第五号に規定する第五種の少年院に収容されている者（以下「第五種少年院在院者」という。）について、個人別矯正教育計画を策定しようとする場合には、前項に規定するもののほか、保護観察所の長の意見を踏まえ、策定するものとする。

第三十五条第三項中「認める者」の下に「（在院者が第五種少年院在院者である場合にあっては、相当と認める者及び保護観察所の長）」を加え、同条第四項中「に規定する」を「の規定による」に改め、「認める者」の下に「（在院者が第五種少年院在院者である場合にあっては、相当と認める者及び保護観察所の長）」を加える。

第三十六条第一項中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第八十五条第三項及び第九十三条第一項中「保護者」の下に「、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹」を加える。

第百三十五条中「長は、」の下に「第五種少年院在院者以外の」を加える。

第百三十六条の見出しを「（第五種少年院在院者以外の保護処分在院者の退院の申出等）」に改め、同条中「長は、」の下に「第五種少年院在院者以外の」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（第五種少年院在院者の退院の申出）

第百三十六条の二　少年院の長は、第五種少年院在院者について、第十六条に規定する処遇の段階が最高段階に達し、退院を許すのが相当であると認めるときは、地方更生保護委員会に対し、退院を許すべき旨の申出をしなければならない。

第百三十七条第一項中「長は、」の下に「少年法第二十四条第一項第三号の保護処分（更生保護法第七十二条第一項の規定による措置を含む。）の執行を受けるため少年院に収容されている」を加える。

第百三十八条第五項中「限り、」の下に「十八歳に満たない」を加える。

第百四十条第二号中「第二十六条の四第二項」の下に「若しくは第六十四条第二項若しくは第三項」を、「収容する期間」の下に「若しくは収容することができる期間」を加える。

第百四十二条第一項中「第四十六条第一項」の下に「若しくは第四十七条の二」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和四年四月一日から施行する。

（検察官への送致に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の少年法（以下「新少年法」という。）第六十二条及び第六十三条の規定は、この法律の施行後にした行為に係る事件の家庭裁判所から検察官への送致について適用する。

（司法警察員の送致に関する経過措置）

第三条　新少年法第六十七条第一項（少年法第四十一条に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後にした行為に係る事件の司法警察員から家庭裁判所への送致について適用する。

（不定期刑、仮釈放及び仮釈放期間の終了に関する経過措置）

第四条　新少年法第六十七条第四項（少年法第五十二条に係る部分に限る。以下この条において同じ。）及び第五項の規定は、この法律の施行前にした行為（一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為、犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為又は併合罪として処断すべき罪に当たる行為にこの法律の施行前のものと施行後のものがある場合において、これらの行為のうちこの法律の施行後のものであるものに係る罪のみについて新少年法第六十七条第四項の規定を適用することとした場合に言い渡すことができる刑が、これらの行為に係る罪の全てについて同項の規定を適用しないこととした場合に言い渡すことができる刑より重い刑となるときは、刑の適用についてはその重い刑をもって言い渡すことができる刑とし、仮釈放をすることができるまでの期間及び仮釈放期間の終了については同条第五項の規定を適用する。

（換刑処分の禁止に関する経過措置）

第五条　新少年法第六十七条第四項（少年法第五十四条に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後にした行為について科せられる罰金又は科料（次に掲げる罰金又は科料を除く。）に係る労役場留置の言渡しについて適用する。

一　一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為にこの法律の施行前のものと施行後のものがある場合において、これらの行為について科せられる罰金又は科料

二　刑法（明治四十年法律第四十五号）第四十八条第二項の規定により併合罪として処断された罪に当たる行為にこの法律の施行前のものと施行後のものがある場合において、これらの行為について科せられる罰金

（人の資格に関する法令の適用に関する経過措置）

第六条　十八歳以上の少年のとき犯した罪により刑に処せられてこの法律の施行前に当該刑の執行を受け終わり若しくは執行の免除を受けた者又は十八歳以上の少年のとき犯した罪について刑に処せられた者でこの法律の施行の際現に当該刑の執行猶予中のものに対する人の資格に関する法令の適用については、新少年法第六十七条第六項の規定は、適用しない。